

議第9号

鶴岡市立朝暘第五小学校の改築について

鶴岡市立朝暘第五小学校の改築は、現地（鶴岡市切添町15番4号）での建て替えによるものとする。

令和2年4月21日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布川 敦

朝陽第五小学校校舎改築について

1 これまでの経過について

H29.8.8	校舎改築の早期実現の要望（9団体の連名で教育長へ）
R元.6.27	校舎改築の早期実現の要望（9団体の連名で市長・教育長へ） [H29、R元とも口頭で現地改築が地元の総意の旨を確認]
R元.11.6	①市と地域との意見交換会、②期成同盟会の設置
R元.12.16	道形町住民との意見交換会
R2.2.5~20	地域での意見交換会（2回）、保護者向け説明会（2回）、第五学区町内会長研修会
R2.3.18	期成同盟会 [現地改築が地域の意向であることが確認された]

2 改築による課題の改善

現状・課題	改善計画案
校舎・施設設備の老朽化による教育活動および教育環境の改善	新しく施設設備の設置や小人数学習室等の新設により教育環境を改善
洪水時の防災面への対応 現地は、赤川ハザードマップにて浸水深が3～5mとなり「家屋倒壊等氾濫想定区域」に設定されている。	[ソフト面] ・赤川タイムライン（3日前からの行動計画）氾濫見込みの24時間前に休校の判断 《避難確保計画の作成、訓練の実施》 [ハード面] ・堅牢な建物の建設・高層化による緊急時の退避場所（垂直避難）の確保
学童保育所の整備 児童数が減少傾向にあるなか、学童保育所の登録児童数は年々増加しており、現在、学校の近隣4カ所に分散開所している。	学校敷地内に校舎改築に合わせた整備 ※ 既存の学童保育所の活用も要検討

鶴岡市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

鶴岡市教育委員会教育長 布 川 敦

鶴岡市教育委員会規則第4号

鶴岡市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

鶴岡市教育委員会行政組織規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表社会教育課文化財係の項中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 松ヶ岡開墾場の管理運営に関する事
- (10) 丸岡城跡史跡公園の管理運営に関する事

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

鶴岡市教育委員会訓令第2号

庁中一般

教育機関

鶴岡市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

鶴岡市教育委員会教育長 布川 敦

鶴岡市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

鶴岡市教育委員会事務決裁規程（平成17年鶴岡市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「非常勤職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

別表第1第2号の表中

「

専決事務\専決区分	主管課長等	管理課長	教育部長	備考
-----------	-------	------	------	----

を

」

「

専決事務\専決区分	主管課長等	管理課長	教育部長	備考
任免		会計年度任用職員		

に改める。

」

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年4月14日

鶴岡市立各小中学校長 様

鶴岡市教育委員会
教育長 布川 敦

臨時休業の延長に係る今後の対応について（通知）

このことについては、4月10日に開催した臨時校長会にて確認していますが、その会議にて出された質問や要望等を踏まえるとともに、別添の4月12日付山形県教育委員会義教第47号の依頼を受け、今後の対応について下記のとおり通知します。

については、各校において適切に対応くださるようお願いいたします。

記

1 臨時休業の延長と始業式・入学式の実施について

4月12日付県教委の依頼の文書には、「4月6日に依頼した緊急点検を終了した学校から入学式（始業式）を行うものとし、終了した学校から順次、5月10日（日）まで臨時休業とする。」となっています。

そこで、鶴岡市教育委員会では次のように対応することにします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 7日に始業式、8日に入学式を行う。(2) 7日に始業式・入学式を行い、8日を登校日とする。（<u>8日は2時間程度</u>）(3) 7日に始業式・入学式を行い、8日を休業日とする。(4) 7日は休業日とし、8日に始業式・入学式を行う。 |
|--|

各校の判断で（1）～（4）を選択して実施することにします。始業式と入学式の実施方法については、これまでの通知のとおりになります。また、始業式と入学式の日は授業日扱いにして構いません。

2 学校再開に向けた緊急点検の実施について

別添の「学校再開に向けた『新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策緊急点検』チェックリスト」による点検を始業式・入学式前まで実施してください。

3 教育課程の変更について

不足する授業時間数の確保については、4月に授業日を設定できなくなったことから、5月7日以降の教育課程を変更し、夏季休業を縮小して授業日を設定したり、一日の学習時間を予定より増やしたりして授業時間を確保し、学習の遅れに対応くださるようお願いいたします。

4 当初の夏季休業期間（7月下旬～8月下旬）における給食の提供について

学校給食センターに確認したところ、8月10日（月）から8月14日（金）までには給食を提供できないが、その期間以外の土・日曜日、祝日を除く平日には給食を提供できるとのことでした。

各校の給食実施日を別添の様式に記載し、4月21日（火）までに学校教育課宛てにサイボウズにてご提出ください。（給食センター職員の勤務計画の変更のために必要になります。ご協力ください。）

5 土曜授業について

現在、教職員の勤務の振替等が県の条例上可能かについて県教育委員会に確認していると同時に、市教育委員会でも実施について検討しています。後日に通知します。

6 登校日等の設定と学習支援について

現在も各校において登校日や保護者来校日を設定したり、家庭訪問をしたりして児童生徒の状況を確認するとともに、新たな課題を与え、家庭学習に取り組むように支援していただいておりますが、今後も必要に応じて登校日等を設定し、学習の状況を把握したうえで適切に学習支援を進めるようお願いいたします。また、新しい学年の教科書を活用した学習に取り組ませたり、デジタルコンテンツ等を活用した学習を紹介したりするなど、工夫した学習支援が行われるようお願いいたします。

7 個別検査の実施について

教育相談センターの相談員が実施する個別検査については、3密が避けられない状況にあることから、臨時休業中は中止します。臨時休業がさらに延長になる場合には、対応策を検討します。

8 放課後児童クラブ等への支援について

- (1) 施設の開放や人的な支援等、放課後児童クラブや放課後子ども教室のニーズを踏まえた協力をしていただき、感謝申し上げます。
- (2) 放課後児童クラブ等には、家族に感染者や濃厚接触者、自宅待機者（保健所から要請されている場合）がいる場合には利用を控えるよう各家庭に周知することを主管課を通してお願いしています。
- (3) 放課後等デイサービスでは、職員体制等で受け入れが難しくなる場合に利用をお断りするとの連絡が主管課よりありました。利用できなくなった家庭が学校に相談することも考えられますのでご承知おきください。また、放課後等デイサービスが密集性回避の観点から学校施設の利用について協力を依頼することがあります。可能な限りご協力くださるようお願いいたします。

9 マスクについて

文部科学省より全児童生徒と教職員分として、布マスクを4月に1枚ずつ、5月に1枚ずつ配布する旨の連絡が県教育委員会からありました。詳しい通知が届き次第、各校にお知らせします。